

令和8年度第1回岡山県教科用図書選定審議会 議事概要

令和8年4月20日（月）
13：30～15：00
岡山県庁9階大会議室

I 採択の基準

【採択の方針】

- 事務局：「1 採択の方針」について説明
- 委員長：「採択権者」は具体的に誰のことか、補足説明をしてほしい。
- 事務局：国立と私立の学校については、それぞれ学校長が、市町村立学校については、採択地区内市町村教育委員会が、県立学校については県の教育委員会が「採択権者」となる。
- 委員長：つまり、本委員会は教科書を直接決定する場ではなく、採択権者が選定する際基準となる「採択方針」を審議・決定する役割であることである。

【採択の観点】

- 事務局：「2 採択1の観点」について説明
- 委員：（2）の「構成・配列及び分量」について、上側の検定を経た教科用図書のところと対応させると、1つ目の「可能な限り」の次に「内容が」という主語が必要ではないか。また、3つ目の「全体の分量が」の部分は上側の表記に対応させると「全体の分量及び表記等が」の方が適切ではないか。
- 事務局：そのように修正する。

【採択の手続】

- 事務局：「3 採択の手続」について説明
- 委員：法令等関係資料にある「児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容」という表現について、採択の観点（1）にある「学習指導要領の教科の目標を達成するのに」という文言が抜けて

いるように見受けられる。文科省の正式な文書の表記によるものか確認したい。抜粋であるため大きな問題はないものの、今後の影響を考慮すると 11 ページの表現に合わせた方がよいのではないか。

○委員長：文脈全体から学習指導要領についての言及はなされているため、同様の内容が含まれているとみなして差し支えないと考える。採択の手続きに関しても、採択の観点の内容が反映されているものと捉えてよいのではないか。

○事務局：法令等関係資料については、文科省の正式な文書の表記である。

○委員長：採択基準について、事務局案のとおりとする。

Ⅱ 選定に必要な資料

●事務局：「選定に必要な資料」について説明

○委員長：専門調査員会について、事務局案のとおりで設置することとし、「選定に必要な資料」については、次回の審議とする。